

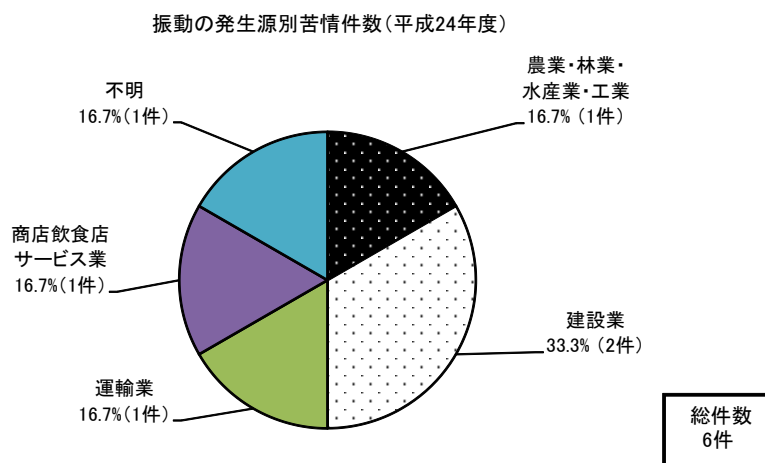
第5章 振 動

第1節 振動の現況

1 振動苦情の状況

振動は、事業活動等によって発生する地盤振動が家屋に伝わり、その中にいる人がその振動を直接感じたり、戸、障子等が鳴るため振動を間接的に感じるなど感覚的なものですが、壁のひび割れ、かわらの破損等直接的被害を伴う場合もあります。

平成24年度における本県の振動苦情件数は6件であり、発生源別にみると、建設業に起因するものが2件、その他4件となっています。



2 振動に係る環境基準

環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準として「振動に係る環境基準」が定められています。

本県においては、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町及び高千穂町の9市10町について、振動に係る環境基準の類型指定を行っています。

第2節 振動の防止対策

振動規制法では、工場・事業場振動、建設作業振動及び道路交通振動について規制が行われており、規制地域の指定及び規制基準の設定を知事（市については各市長）が行い、指定地域内の規制事務を市町村長が行うこととしています。

平成25年3月末現在、本県の規制地域の指定状況は、9市10町となっています。

なお、この規制地域については、騒音規制法の指定地域と同様に、用途地域や土地利用状況等を勘案して指定しており、用途地域の変更や都市化に伴う土地利用状況の著しい変化等に応じて見直しを図ることとしています。

また、市町村長は規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、振動の防止方法の改善等に関し、改善勧告、さらに改善命令を行うことができることとされています（平成24年度勧告・命令件数実績：0件）。